

【周知依頼】蛍光灯の製造・輸出入禁止について

「蛍光灯の製造・輸出入禁止」についてお知らせをさせていただきます。

一般照明用の蛍光灯には微量の水銀が含まれているため、水銀添加製品の規制を定める国際条約である「水銀に関する水俣条約」の締約国会議（第5回：2023年11月）において、こうした蛍光灯をその種類に応じて2027年末までに段階的に廃止することが決定しました。

こうした決定を受けて、国内では、2024年12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定、公布されました。これにより、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯の製造については、その種類に応じて段階的に禁止されます。

※輸出入の禁止については外国為替及び外国貿易法により措置されます。

禁止対象となる蛍光灯は、期限以降の製造及び輸出入が禁止されます。（禁止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能です。）一般照明用の蛍光灯を使用している設備等について、計画的なLED照明への交換を進めていただきたく、会員企業様等への周知に御協力をいただきますようお願いいたします。その際、ぜひ添付のチラシや以下のウェブページも併せてご紹介いただけますと幸いです。

（参考）

○一般照明用の蛍光灯の規制について（環境省）

<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

○蛍光灯の廃止について（経済産業省：特設ページ）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/ftokusetu.html

○蛍光灯をLED照明に変更する際の注意喚起（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs250327.html>

以上、突然の依頼で恐縮ですが、何卒、ご協力よろしく願いいたします。

ご不明点等があれば以下までご連絡いただければと存じます。

【お問合せ先】

（水俣条約による蛍光灯の製造及び輸出入禁止に関すること）

経済産業省官房産業保安・安全グループ化学物質管理課

TEL：03-3501-0080 e-mail：bzl-suigin@meti.go.jp

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室

TEL：03-5521-8260 e-mail：suigin@env.go.jp

（照明器具の製品安全に関すること）

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

TEL：03-3501-4707 e-mail：bzl-s-shoho-seihinzen@meti.go.jp

（LED 照明への交換に関すること）

経済産業省商務情報政策局情報産業課

TEL：03-3501-6944 e-mail：bzl-johosangyo-syomei@meti.go.jp

何卒、よろしくお願い申し上げます。

* * * * *

経済産業省 製造産業局 産業機械課 総括

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

[TEL:03-3501-1691](tel:03-3501-1691)

* * * * *